

令和元年 11 月 6 日決定
令和 4 年 6 月 22 日改正
農業資材審議会農薬分科会

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会設置規程

第 1 条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、農薬分科会に農薬使用者安全評価部会を置く。

2 農薬使用者安全評価部会は、生物農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項で規定される農薬であって同条第 2 項の規定により農薬とみなされる天敵をいう。）を除く農薬について、法第39条第 1 項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第 3 条第 1 項の登録及び法第 7 条第 7 項の変更の登録、法第 9 条第 2 項の再評価、法第34条第 1 項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第 1 号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項に限る。）を処理する。

令和元年 11 月 6 日決定
令和 3 年 12 月 24 日改正
農業資材審議会農薬分科会

農薬使用者安全評価部会の審議資料等の取扱いについて

一般に、いわゆる審議会等は、国の政策上重要な事項について、学識経験を有する者等の合議による意見を求めるために設置されるものであり、審議結果を踏まえた政策決定が広く国民に受容されるためには、会議や議事録の公開を通じて、検討過程の透明性を確保することが原則である。ただし、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、その全部又は一部を非公開とすることができることとされており（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定））、農業資材審議会においてもこれに準じたルールを定めている（農業資材審議会議事規則第 3 条及び第 4 条）。

農薬は、病害虫による農作物の被害を防ぎ、国民一人一人に十分な農産物を供給するために必要な資材であるが、同時に、食品となり得る農産物に直接散布され、環境中に放出されるものであるため、消費者や農薬使用者等に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、農薬の登録に当たっては、多岐にわたる試験成績の提出を求め、その毒性を明らかにした上で、人の健康への悪影響が生じないように、使用方法や使用上の注意事項を定めている。

本部会で審議される農薬使用者への影響評価は、市販される農薬が適正に使用された場合の農薬使用者に対する評価であり、十分な科学的根拠に基づき適正に審査されることが、安全な食品の安定的な供給という公共の利益に資することとなる。

一方、農薬使用者への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがある。

したがって、競合相手への科学データの漏洩を懸念することなく申請者から十分な情報が提供されるようにするとともに、申請者の知的財産権の侵害を防止するため、各種資料を厳格に管理する必要がある。また、これらの資料に基づき作成される評価書等の二次資料や、これらの資料を用いて行われる審議についても、同様の対応が必要と考えられる。

これによって、本部会における審議の円滑化が図られ、適正な農薬使用者への影響評価を通じ安全な食品の安定的な供給に資するという上記の目的が達成されることとなる。

なお、欧米においても、同様の考え方により、これらの情報は第三者の知るところとならないよう、厳格に管理されている。

具体的には、本部会における審議資料その他の情報の取扱いは、以下のとおりとする。

1 審議資料

農薬使用者安全評価部会において用いられる審議資料には、

- (1) 毒性試験の成績等、登録申請時に農薬取締法第3条第1項の規定に基づき申請者が提出した資料のうち農薬使用者への影響評価に必要なものの写し
- (2) 食品安全委員会による当該農薬の評価書又は意見募集中の評価書案
- (3) 農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価に関連する試験成績を総括した評価書案

等が含まれ得るが、そのうち(1)(3)を非公表とし、部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する。

2 議事内容

本部会においては、上述のとおり知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われることから、審議の詳細が第三者の知るところとなれば、当該資料の内容を類推することが可能となり、当該申請者に著しい不利益をもたらすこととなる。このため、農業資材審議会議事規則第8条の規定に基づき準用される第3条第2項、第4条第1項及び第2項の規定に基づき、部会長は、本部会において個別の農薬について農薬使用者への影響評価が行われる場合は、その議事を非公開とする。また、議事録及び議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

議事録は、公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くものとし、また、議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに当該農薬の部会審議結果が分科会で報告及び審議された後、発言者氏名を含む議事録を公開するものとする。

議事要旨には、農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価の結果及び根拠を簡潔に記載するものとする。

3 部会の審議を通じて知り得た情報

委員は、本部会の審議を通じて知り得た情報については、審議会資料等として書面にまとめられたものであるか否かを問わず、部会の委員又は事務局以外の者へ提供したり、公にしてはならないものとする。